

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 30 日現在

機関番号：34307

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530618

研究課題名（和文）

大阪府知事退官後の林市藏の履歴と方面委員制度の関係についての歴史的研究

研究課題名（英文）Historical Research on the Relationship between Ichizou Hayashi's Career and the Houmen-iin System after his Resignation as Governor of Osaka

研究代表者

小笠原 慶彰 (OGASAWARA YOSHIAKI)

京都光華女子大学・キャリア形成学部・教授

研究者番号：00204058

研究成果の概要（和文）：2009 年度の研究では、大阪府方面顧問・林市藏の思想と行動を解明し、方面常務委員会での指導性を明らかにした。2010 年度の研究では、全日本方面委員連盟副会長・林市藏の思想と行動を分析して、救護法制定や実施促進運動での役割を解明した。2011 年度研究では、戦時下および被占領期の思想と行動を追究し、自主的活動を中心にした活動の主張と、その方向で民生委員制度への移行を模索していたことを示した。以上によって、林市藏は方面委員・民生委員制度の創設者としてよりも、その展開に貢献したと評価すべきであると結論した。

研究成果の概要（英文）：The study conducted in 2009 explained the ideology and conduct of Ichizou Hayashi as Osaka Houmen special advisor and described his leadership within the Houmen-iin committee. The 2010 study analysed Hayashi's ideology and conduct as the vice-president of the All-Japan Houmen-iin Federation. This study examined his role in both establishing the Poor Relief Act and accelerating its implementation. The 2011 study investigated his thoughts and actions during both wartime and the occupation period. This study focussed on his independent endeavours, describing his search for a transition process to the Minsei-iin system. From these studies it can be concluded that rather than being considered the founder of the Houmen-iin and Minsei-iin systems, Ichizou Hayashi should be viewed as a contributor to their development.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	300,000	90,000	390,000
2010 年度	300,000	90,000	390,000
2011 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：方面委員・民生委員・林市藏・救護法・生活保護法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 林市藏は、大阪府知事として府方面委員制度を小河滋次郎とともに創始したとされている。しかしその伝記は、香川亀

人『民生委員の父－林市藏先生傳』広島県民生委員連盟、1954. のみで、しかも聞き書きを根拠にしていると思われる部分が多く、資料的裏付けに欠け、不正確

な部分がある。したがって、彼の生涯や方面委員・民生委員制度に対して果たした役割は十分に解明されているとはいえない。

(2) 研究代表者(小笠原)は、これまで以下のような論考によって、それらを明らかにしてきた。

・「林市藏の実像に関する研究(一)」『京都光華女子大学研究紀要』43.2005.12.

・「林市藏の履歴に関する研究(二)」『京都光華女子大学研究紀要』44号.2006.12.

・「林市藏の履歴に関する研究(三)」『京都光華女子大学研究紀要』45号.2007.12.

・「林市藏宛山縣有朋書簡について」『京都光華女子大学研究紀要』46号.2008.12.

・「大阪府知事林市藏の2年2ヶ月 - 大阪府方面委員制度創設をめぐって」

『日本の地域福祉』第22巻.2009.3.

(3) これらによって、その出生から大阪府方面委員規程制定時までの林市藏の履歴については、資料に基づいて相当程度に明確化できた。しかし、大阪府知事退官後には引き続き日本信託銀行頭取、大阪米穀取引所理事長、民間会社重役などを歴任したのであるが、その後半生について、まだ調査できていなかった。

ところが、林市藏が大阪府知事として発足させた方面委員制度の育成に努めたのは、主として後半生の民間会社重役時代である。もちろん、それまでの官僚としての履歴が後半生にも相当程度の影響を及ぼしていることは確実である。たとえば、『大和証券60年史』によれば、日本信託銀行頭取への就任は、当時の日銀総裁井上準之助と総理大臣の原敬、大蔵大臣の高橋是清の懇請によるものということらしい。また府知事退官時もその後も貴族院議員に勅任されなかったことは、

大阪府知事経験者としては、多少の違和感もある。これらは例示であるが、これらの例から類推されるように、その後の政官界との関係も複雑であったことは窺える。

(4)したがって、すでに明らかにした履歴に加えて、その後の履歴を明らかにしなければ、方面委員制度の育成に関して、林市藏の実際の役割を理解することはできなかつた。つまり、未だ十分知られていない林市藏の大阪府知事退官後の後半生を明らかにすることによって、そこから方面委員制度の本質を考えることに学術的意義があつた。

## 2. 研究の目的

(1) 研究全体の目的は、第一に林市藏の大阪府知事退官後から逝去に至るまでの履歴について資料的裏付けを得て明確にすること、第二に林市藏および彼が創始したとされる方面委員が戦前、占領期を通して、慈善救済事業から社会事業、そして社会福祉への展開過程で果たした歴史的役割を実証することである。

(2) なかでも、これまでの研究で、すでに明らかにした出生から大阪府知事までの林市藏の履歴以後の民間時代の履歴とその間の方面委員制度との関わりを明らかにすることは重要な目的である。

(3) すなわち、日本信託銀行頭取、大阪米穀取引所理事長、その他の民間会社重役としての履歴を確定する資料を入手し、その裏付けを得た履歴の完成を達成し、その間の方面委員制度の展開に果たした役割を明確にすることである。特に大阪府知事時代に創設した方面委員制度を定着させるべく育成したのは、退官後である。したがって、方面委員制度の展開を検証

するためにこの期間の林市藏の思想や行動を実証することが本研究の重要な目的となる。

### 3. 研究の方法

(1) 研究期間第1年度(2009年度)は、未入手の関連図書・史資料、なかでも林市藏の大阪府知事退職直後の履歴に関する史資料、特に日本信託銀行、大阪米穀取引所の年史等基礎資料について入手し、分析した。

(2) 研究期間第2年度(2010年度)には、特に林市藏が退官後に在籍した民間企業の社史等及び方面委員、民生委員、GHQ民生局、娘婿重光葵、娘婿堀田健男等の関連資料について史資料を入手し、分析した。その際には、社会行政史および日本近・現代史の専門的視点から連携研究者(小野・松田)とのメール交換による示唆をえつつ、研究代表者(小笠原)が史資料収集を実施し、分析した。

(3) 研究期間第3年度(2011年度)には、引き続き方面委員、民生委員、GHQ民生局、娘婿重光葵、娘婿堀田健男等の関連資料について図書・史資料を入手し分析した。また本研究に関連する情報交換のため研究代表者(小笠原)が関係学会(日本社会福祉学会)に出張し、関係研究者と意見交換した。

### 4. 研究成果

林市藏は、帝国大学法科大学を卒業し内務官吏となった。地方官としての林は、地方改良運動や植民地支配への責務遂行を旨としていたのであり、もちろんそれに対して疑問を持つことはなかった。この時期に非政友会系官吏と看做されていた。その後、非政友会系であると見做

されているがゆえに大阪府知事として着任することとなった。

林市藏の府知事退官は、これも非政友会系官吏であることが背景にある。しかし依願免本官後は元一等府県の勅任地方官として、転身先は用意された。それは実業界におけるそれなりの地位であったが、林にとってあくまで単なる生業以上ではなく、自らを恃んだ再就職先ではなかった。したがって、その後も林は、牧民官意識を継続した後半生を送った。明治維新以降昭和戦前期までの内務官吏、特に地方長官にとっては、「天皇の牧民官」という意識が倫理的基盤であり、特に林は退官後も特に公的な場面では、その倫理観が継続していたのである。その上、林は知事退官後も方面委員の育成に関わり続け、大阪府方面顧問となってからも、方面理事を初めとする常務委員に対して指導性を発揮し、大阪府方面委員制度創設期の方向性に影響を与え続ける位置を保持していた。つまり、「牧民官」林市藏の抱負は、相当程度に実現されていたのである。

さらに林市藏は、救護法制定や施行に際しても、あるいは全日本方面委員連盟副会長としても、内務官吏時代に築いた人脈を駆使して、方面委員制度の展開に少なからぬ存在感を持ち続けた。たとえば自らのロビイング活動によって制度のあり方を改変させたり、内務省が設置した委員会の委員として政策に影響を与えたりしたのである。だが林は、その頃もそれ以降も、方面委員が行政の補助機関と化すことには慎重であり、自主的輔導をその活動の中心にすることを主張していた。そのため戦時下に方面委員が新体制の下で行政補助機関色を強めたり、林の最晩年に当る被占領

期に民生委員が生活保護の補助機関となったりしたことに対して危惧を持っていた。

林は大日本帝国憲法下の内務官吏であったし、退官しても牧民官意識を継続しているのであるから、天皇制を所与の前提とする立場である。したがって天皇制慈恵についてもそれに疑問を呈するはずはなく、方面委員制度もそれを基盤として成立するべきものであると認識していたと考えるのが合理的である。要するに退官後の後半生も「牧民官」であり続けた林にとって重要であったのは、方面委員制度を天皇制慈恵に依拠させつつ、活性化させることであったに違いないと言いたいのである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

①小笠原慶彰「被占領期における林市藏の思想と行動－方面委員制度から民生委員制度への移行期を中心として」『社会福祉学』第 53 巻 1 号、91-103、2012、査読有

②小笠原慶彰「方面委員創設に関する『夕刊売り母子』の挿話をめぐって－方面委員・民生委員制度と天皇制慈恵」『日本の地域福祉』第 25 巻、1-13、2012、査読有

③小笠原慶彰「全日本方面委員連盟副会長・林市藏の思想と行動－救護法施行から戦時下までの方面委員制度との関連を中心に」『社会事業史研究』第 41 号、7-22、2012、査読有

④小笠原慶彰「大阪府方面委員制度創設期における林市藏の位置－方面理事・沼田嘉一郎との関係を中心として」『社会福祉学』第 52 巻 1 号、3-15、2011、査読有

⑤小笠原慶彰「大阪府知事退官後の林市藏と大阪府方面委員制度－大阪府方面顧問林市藏の思想的基盤」『地域福祉研究』第 38 号、134-144、2010、査読有

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小笠原 慶彰 (OGASAWARA YOSHIAKI)

京都光華女子大学・

キャリア形成学部・教授

研究者番号：00204058

### (2) 研究分担者

無し

### (3) 連携研究者

小野 修三 (ONO SHUZOU)

慶應義塾大学・商学部・教授

研究者番号：90103902

松田 隆行 (MATSUDA TAKAYUKI)

花園大学・文学部・准教授

研究者番号：60351293